

当社保有特許に係る特許無効審判事件について

Tannus Co., Ltd. (以下「当社」といいます。) の製品のうち「ソリッドタイヤ」に関連した日本での特許無効審判事件に関する現況についてお知らせします。

1. 当社は「ソリッドタイヤ」装着方式に関する以下の特許を日本、韓国、米国及び中国で保有しています。

国名	登録番号	登録日	発明の名称
日本	5022518	2012.06.22	自転車用タイヤ
韓国	10-0943331	2010.02.11	自転車用タイヤ
米国	8770243	2014.07.08	自転車用タイヤ
中国	102026831	2013.03.27	自転車用タイヤ

2. 今般、2019年5月17日、台湾に所在する欧特捷実業股份有限公司 (OTRAJET INC.) により、上記日本特許第 5022518 号に関し、特許庁に対して、無効審判が請求されました。当該審判において、欧特捷実業股份有限公司は、概要、当該特許には進歩性が認められないため無効であると主張しました。

3. しかしながら、日本特許庁審判部は、欧特捷実業股份有限公司の主張を全て排斥し、2020年3月31日付けで当該無効審判請求は成り立たないとの審決を下し、特許が有効であることを認めました。そして、2020年8月31日付で上記審決は確定しました。

これにより、当社の保有する特許の強さが今一度証明されました。

4. 当社は、上記1の特許を含む知的財産権を当社の重要な経営資産であると考えており、これらを活用することによって、お客様のご要望にお応えする製品・サービスを継続的に提供して参ります。

本件に関するお問合せ：当社日本国内総代理店 株式会社 Giraffes

[連絡先] contact@giraffes.jp